

1. 議事日程

〔平成26年第3回安芸高田市議会9月定例会第22日目〕

平成26年 9月30日
午前10時開会
於 安芸高田市議場

- | | |
|-------|---|
| 日程第1 | 会議録署名議員の指名 |
| 日程第2 | 議案第56号 安芸高田市いじめ問題対策連絡協議会等に関する条例 |
| 日程第3 | 議案第61号 安芸高田市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例 |
| 日程第4 | 議案第62号 安芸高田市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例 |
| 日程第5 | 議案第63号 安芸高田市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例 |
| 日程第6 | 議案第65号 安芸高田市公の施設の指定管理者の指定について |
| 日程第7 | 議案第55号 安芸高田市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例 |
| 日程第8 | 認定第1号 平成25年度安芸高田市一般会計決算の認定について |
| 日程第9 | 認定第2号 平成25年度安芸高田市国民健康保険特別会計決算の認定について |
| 日程第10 | 認定第3号 平成25年度安芸高田市後期高齢者医療特別会計決算の認定について |
| 日程第11 | 認定第4号 平成25年度安芸高田市介護保険特別会計決算の認定について |
| 日程第12 | 認定第5号 平成25年度安芸高田市介護サービス特別会計決算の認定について |
| 日程第13 | 認定第6号 平成25年度安芸高田市公共下水道事業特別会計決算の認定について |
| 日程第14 | 認定第7号 平成25年度安芸高田市特定環境保全公共下水道事業特別会計決算の認定について |
| 日程第15 | 認定第8号 平成25年度安芸高田市農業集落排水事業特別会計決算の認定について |
| 日程第16 | 認定第9号 平成25年度安芸高田市浄化槽整備事業特別会計決算の認定について |
| 日程第17 | 認定第10号 平成25年度安芸高田市コミュニティ・プラント整備事業特別会計決算の認定について |
| 日程第18 | 認定第11号 平成25年度安芸高田市簡易水道事業特別会計決算の認定について |
| 日程第19 | 認定第12号 平成25年度安芸高田市飲料水供給事業特別会計決算の認定について |
| 日程第20 | 認定第13号 平成25年度安芸高田市水道事業決算の認定について |

日程第21 閉会中の継続調査の件について

2. 出席議員は次のとおりである。(18名)

1番	玉重輝吉	2番	玉井直子
3番	久保慶子	4番	下岡多美枝
5番	前重昌敬	6番	石飛慶久
7番	児玉史則	8番	大下正幸
9番	水戸眞悟	10番	先川和幸
11番	熊高昌三	12番	宍戸邦夫
13番	山本優	14番	秋田雅朝
15番	藤井昌之	16番	青原敏治
17番	金行哲昭	18番	塚本近

3. 欠席議員は次のとおりである(なし)

4. 会議録署名議員

2番	玉井直子	3番	久保慶子
----	------	----	------

5. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名(18名)

市長	浜田一義	教育長	永井初男
総務部長	沖野文雄	市民部長	小笠原義和
産業振興部長	清水勝	福祉保健部長兼福祉事務所長	中元寿文
建設部長兼公営企業部長	西原裕文	教育次長	叶丸一雅
消防長	久保高憲	会計管理者	広瀬信之
八千代支所長	河野雄二	美土里支所長	高本修
高宮支所長	中谷文彦	甲田支所長	秋重正義
向原支所長	神岡眞信	総務課長	杉安明彦
財政課長	西岡保典	政策企画課長	山平修

6. 職務のため議場に出席した事務局の職氏名(4名)

事務局長	外輪勇三	事務局次長	近永義和
総務係長	森岡雅昭	専門員	大足龍利



午前10時00分 開会

○塚本議長 定刻になりました。
ただいまの出席議員は18名であります。
定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。
本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。
日程に入るに先立ち、議会事務局長より諸般の報告をいただきます。
外輪事務局長。

○外輪事務局長 諸般の報告をいたします。
第1点、教育委員長より平成25年度教育に関する事務の管理及び執行状況の点検、評価についての報告がありました。
第2点、監査委員より、平成26年度8月分の例月出納検査の結果についての報告がありました。
それぞれの写しをお手元に配付しておりますので、御了承ください。
以上で諸般の報告を終わります。

○塚本議長 以上をもって諸般の報告を終わります。



日程第1 会議録署名議員の指名

○塚本議長 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。
会議録署名議員は、会議規則第86条の規定により、議長において2番玉井直子さん、及び3番 久保慶子さんを指名いたします。



日程第2 議案第56号 安芸高田市いじめ問題対策連絡協議会等に関する条例

日程第3 議案第61号 安芸高田市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例

日程第4 議案第62号 安芸高田市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例

日程第5 議案第63号 安芸高田市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例

日程第6 議案第65号 安芸高田市公の施設の指定管理者の指定について

○塚本議長 日程第2、議案第56号「安芸高田市いじめ問題対策連絡協議会等に関する条例」の件から、日程第6、議案第65号「安芸高田市公の施設の指定管理者の指定について」の件までの5件を一括して議題といたします。
本案5件は、文教厚生常任委員会に付託されておりましたので、委員長から審査結果の報告を求めます。

文教厚生常任委員長 児玉史則君。

○児玉文教厚生常任委員長 おはようございます。
文教厚生常任委員会委員長報告をいたします。
9月9日付で、本委員会に付託されました議案審査の経過を、次のとおり報告いたします。

付託のありました議案第56号、第61号、第62号、第63号及び第65号の5議案につきまして、9月17日に文教厚生常任委員会を開き、市長、教育長及び関係部局の部課長等の出席を求め、慎重に審査を行いました。

議案第56号「安芸高田市いじめ問題対策連絡協議会等に関する条例」は、いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処のための対策を効果的に推進するため、いじめ防止推進法に規定する組織の設置に関し、必要な事項を定めようとするもので、条例により設置する3つの組織を活用し、「安芸高田市いじめ防止基本方針」に基づき、いじめ防止等のための対策を実効的に行おうとするものであります。

審査において、委員より、「連絡協議会等は県内で何市町が設置しているか。また、年間の会議回数と予算措置はどうなっているのか。」との質疑があり、執行部より、「法律では必置でないことから、各市町で工夫されながら、ほとんどの市町が設置していると理解している。会議については、年1回の定例会と臨時会を考慮しており、予算措置は、諮問機関の対策委員会について、非常勤職員報酬を計上している。」との答弁がありました。

また委員より、「3つの組織の人員は、委員が重複することはないのか。」との質疑があり、執行部より、「教育委員会が所管する連絡協議会と対策委員会については、同じ団体からの選任が想定されるが、同じ者が両方を兼ねるという選任は行わない。」との答弁がありました。

次に、議案第61号「安芸高田市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例」、議案第62号「安芸高田市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例」、議案第63号「安芸高田市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例」の3件は、27年4月より開始予定の子ども・子育て新制度の実施に伴い、子ども・子育て支援法、認定こども園法の一部改正法及び児童福祉法の一部改正法により、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を、本市においてそれぞれ条例化するもので、法に基づき、厚生労働省令の基準にのっとり制定を行うものであります。

審査において、委員より、「新たな事業での職員の確保と、新設の地域型保育事業の今後の事業展開をどう考えるか。」との質疑があり、執行部より、「基本的に保育所等は現在の職員配置基準と変わっていないが、放課後児童クラブの基準が少し厳しくなっている。附則に経過措置を設けており、課題はないと考える。また、地域型保育事業は、以前より同様のものがあつたと思われるので、PRを行いながら事業者を募集していきたい。」との答弁がありました。

また、委員より、「新たに事業展開するのであれば、本市独自のものをつくり、若者定住世代にとって魅力あるものにすべきではないか。」との質疑があり、執行部より、「本市は統一的な保育として平等な保育

形式をとっている。各地域に合った個性ある保育も、今後は検討する必要があると考えている。他市町よりいいものをつくりたいと思っており、提案を受け、可能なものは予算化していきたいと考える。」との答弁がありました。

次に、議案第65号「安芸高田市公の施設の指定管理者の指定について」は、保育所規模適正化推進計画に基づき、公立保育所における民間活力の導入を図ろうとするもので、27年4月から、市立吉田保育所に指定管理者制度を導入するものであり、公募により応募のあった「社会福祉法人報正会」を指定管理候補者として選定するものであります。

審査において、委員より、「事業費的なものが明記されていないが、現在の事業費と、指定管理後の委託料の概算について説明を求める。」との質疑があり、執行部より、「25年度決算では、職員人件費も含めて1億2,000万円かかっている。指定管理の後は、9,000万円から1億円の支出を見込んでいる。」との答弁がありました。

また、委員より、「保護者への説明等はこういった状況か。また、保護者から意見は出ているのか。」との質疑があり、執行部より、「保護者会へは昨年度から数回にわたり説明を行っており、近くに「みつや保育所」の例があるので理解いただいたと思っている。保護者からはさまざまな意見があったが、おおむねの承諾をいただいております、反対ではないという状況である。」との答弁がありました。

各条例の趣旨、条文の内容等を慎重に審査し、採決した結果、これら5件の条例については、原案のとおり可決すべきものと決しました。以上、委員会報告といたします。

○塚本議長 これをもって、委員長報告を終わります。
これより質疑に入ります。ただいまの委員長報告に対し、質疑はありませんか。

(質疑なし)

○塚本議長 質疑なしと認めます。これをもって、質疑を終結いたします。
これより討論に入ります。討論はありませんか。

(討論なし)

○塚本議長 討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。
これより、議案第56号「安芸高田市いじめ問題対策連絡協議会等に関する条例」の件から、議案第65号「安芸高田市公の施設の指定管理者の指定について」の件までの5件を一括して起立により採決いたします。
本案5件に対する委員長の報告は、原案可決であります。本案5件は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○塚本議長 起立多数であります。よって、本案5件は原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

日程第7 議案第55号 安芸高田市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び

費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

○塚本議長 日程第7、議案第55号「安芸高田市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例」の件を議題といたします。

本案は、総務企画常任委員会に付託されておりましたので、委員長から審査結果の報告を求めます。

総務企画常任委員長 山本優君。

○山本総務企画常任委員長 平成26年9月9日付で、本委員会に付託されました議案審査の経過を、次のとおり報告いたします。付託のあった議案について、9月18日に総務企画常任委員会を開催し、慎重に審査を行いました。

議案第55号「安芸高田市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例」は、非常勤特別職に新たに「いじめ問題対策委員」を加え、その報酬等について定めるとともに、既存の母子自立支援員の職名を母子・父子自立支援員に変更を行うものであります。

いじめ問題対策委員については、本定例会に、議案第56号として上程されている「安芸高田市いじめ問題対策連絡協議会等に関する条例」に関連し、いじめ問題対策委員会委員の報酬について、当市の各種審議会・委員会の例にかんがみ、日額報酬で学識経験者を1万3,000円、一般の委員7,000円とそれぞれ定めるもので、委員より、「日額報酬の額を決定した基準の経緯について」質疑があり、執行部より、「合併時に、各町の同種のもの報酬を調整しながら、同時に近隣市町との比較をして設定している。学識経験者は資格を持って仕事をしている方々を想定しているので、一般の委員との差は社会通念上、合理性のあるものと判断して設定している。」との答弁がありました。

また、委員より、「学識経験者の対象は、どういった方々を登用する予定で、人数は15名の委員数の中で2名程度と考えてよいのか。」との質疑があり、執行部より、「15名のうち、学識経験者対応は大学教授と臨床心理士を予定している。」との答弁がありました。

「母子・父子自立支援員」については、「次代の社会を担う子どもの健全な育成を図るための次世代育成支援対策推進法の一部を改正する法律」の中で、「母子及び寡婦福祉法」が「母子及び父子並びに寡婦福祉法」に題名や内容が改められたことにより、本市条例の関係する職名を変更するものであるとの説明がありました。

議案の内容を慎重に審査し、採決した結果、本案については、原案のとおり可決すべきであると決しました。以上、報告といたします。

○塚本議長 これをもって、委員長報告を終わります。

これより質疑に入ります。ただいまの委員長報告に対しての質疑はありませんか。

(質疑なし)

○塚本議長 質疑なしと認めます。これをもって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

(討論なし)

○塚本議長 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第55号「安芸高田市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例」の件を起立により採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、原案可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[起立多数]

○塚本議長 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

日程第8 認定第1号 平成25年度安芸高田市一般会計決算の認定について

日程第9 認定第2号 平成25年度安芸高田市国民健康保険特別会計決算の認定について

日程第10 認定第3号 平成25年度安芸高田市後期高齢者医療特別会計決算の認定について

日程第11 認定第4号 平成25年度安芸高田市介護保険特別会計決算の認定について

日程第12 認定第5号 平成25年度安芸高田市介護サービス特別会計決算の認定について

日程第13 認定第6号 平成25年度安芸高田市公共下水道事業特別会計決算の認定について

日程第14 認定第7号 平成25年度安芸高田市特定環境保全公共下水道事業特別会計決算の認定について

日程第15 認定第8号 平成25年度安芸高田市農業集落排水事業特別会計決算の認定について

日程第16 認定第9号 平成25年度安芸高田市浄化槽整備事業特別会計決算の認定について

日程第17 認定第10号 平成25年度安芸高田市コミュニティ・プラント整備事業特別会計決算の認定について

日程第18 認定第11号 平成25年度安芸高田市簡易水道事業特別会計決算の認定について

日程第19 認定第12号 平成25年度安芸高田市飲料水供給事業特別会計決算の認定について

日程第20 認定第13号 平成25年度安芸高田市水道事業決算の認定について

○塚本議長 日程第8、認定第1号「平成25年度安芸高田市一般会計決算の認定について」の件から、日程第20、認定第13号「平成25年度安芸高田市水道事業決算の認定について」の件までの13件を一括して議題といたします。

本13件は、予算決算常任委員会に付託されておりましたので、委員長から審査結果の報告を求めます。

予算決算常任委員長 青原敏治君。

○青原予算決算常任委員長

予算決算常任委員会の審査報告をいたします。

今定例会の初日におきまして、本常任委員会に付託されておりました、認定第1号から認定第13号までの、平成25年度一般会計、11の特別会計並びに公営企業会計の歳入歳出決算認定につきまして、委員会の審査経過と結果について報告をいたします。

付託のあった13の認定案件につきまして、9月22日、24日及び25日の3日間、予算決算常任委員会を開き、市長、教育長及び関係部局の部課長等の出席を求め、25年度の歳入歳出予算執行状況を総合的に確認し、予算効果と行政効果を慎重に審査いたしました。

25年度の決算規模は、一般会計・特別会計を合わせた普通会計の総額は、歳入において、229億2,323万6,000円となり、前年度対比12.8%の減。歳出において、221億8,759万5,000円となり、前年度対比12.7%の減となっております。歳入歳出とも、24年度よりも、おおむね33億円ほど少なくなっておりますが、これは、24年度が新市建設計画の中の大型建設事業実施がピークの年となっていたことによるものであります。

25年度決算の特徴として、21年度以来、4年ぶりの繰り上げ償還を行っており、実質単年度収支も、6年連続して黒字となっております。また、経常収支比率につきましても、前年度と比べ、若干の改善を見ております。

普通会計の歳入におきましては、地方債の額が前年度より25億9,960万円減少しておりますが、これについては、光ネットワーク整備事業や葬斎場施設整備事業等の大型建設事業が終了したことによるものであります。

また、性質別の歳出においては、普通建設事業費の総額が、前年度より32億4,604万円減少しており、これについても、先ほど述べた、新市建設計画による大型建設事業が終了したことによるものであります。

一般会計の審査の中で出された、特徴的な質疑と答弁は次のとおりであります。

総務部の所管におきましては、委員より、「職員給与管理事業で、9カ月の間、職員給与の削減した結果の成果として、国からの交付金などのメリットはどのようなものがあったのか。」との質疑に対し、執行部より、「国からの要請は地方交付税の減額措置を前提とした額であり、東日本大震災の復興に対するものでありますことから、職員の理解と協力得て減額をしたことや、そういった行革努力に対して地域の元気づくり推進費として地方交付税に算入されたことは、財政的にもメリットがあった。」との答弁がありました。

企画振興部の所管におきましては、委員より、「未来創造事業について、昨年の決算額が5,700万円、本年が6,400万円となっている中で、毎年課題に観光消費額を上げる必要があるとなっているが、これまでの未来創造事業に対する効果額がどれくらいのものになっているのか。また、その取り組みの成果を市民に明らかにしていくことが大事ではない

か。」との質疑があり、執行部より、「観光消費額は、県が実施している統計数値で、それによると18億8,900万円で昨年対比約1億円の増という結果になっている。市全体で機運を盛り上げていくとともに、多くの観光客に来訪してもらい観光消費額を伸ばしていくことを通して、目標は雇用の創出、さらに定住、人口減少に歯どめをかけることなので、市民に成果を周知していくことは大変有効であるため、その手法については検討していきたい。」との答弁がありました。

消防本部・消防署の所管におきましては、委員より「人口に占める救急消防隊員の割合が近隣市町に比べ少ないが、職員増の考えは。」との質疑があり、執行部より「年に数回、夜間休日等で同時に出勤があった場合、対応できる職員が不足することがあるが、非番職員で対応している状況である。どこまでを備えればよいのかというのは非常に大きな問題であり、市民の声をしっかり受けとめて検討してまいりたい。」との答弁がありました。

市民部の所管におきましては、委員より「戸籍住民基本台帳費の決算額が、前年度と比べ倍増しているがその内容は。」との質疑があり、執行部より「3年前の東日本大震災での戸籍データ消失を受け、法務省で全国的に戸籍データの副本を管理することとなったため、そのシステム導入に伴う委託料561万150円と、住基ネットに係る機器の更新、生体認証に係るセキュリティのアップに係るシステムの改修経費412万6,500円である。」との答弁がありました。

福祉保健部の所管におきましては、委員より、「生活保護総務管理費のレセプト点検業務委託費153万円について、適正な医療扶助の給付を行うため、外部委託によりレセプト点検を行う継続事業だが、いわゆる不適正給付がどれぐらい見つかри、それが減ってきているのか。また、ルールの徹底の観点から継続的に予算を減額することなく、見張りをしっかりやっていく必要があるがどうか。」との質疑に対し、執行部より「レセプト点検による効果額等について、福祉事務所が発行した医療券等に基づく有効なレセプトであるか否かを審査する資格審査については、過誤調整の結果34件、約139万円、それから診療報酬の算定方法を点検する内容点検についても過誤調整の結果39件、約99万円の合計で約238万円の効果額等が出ている状況である。前年度と比較するとほぼ同程度の効果額である。この部分については生活保護費そのものに直接的にかかわるものであるため、今後においても厳正に対処していくとともに、予算についても基本的にはこのままの状況で確保するつもりでいる。」との答弁がありました。

産業振興部の所管におきましては、委員より「農業後継者育成事業で2名の方がリタイアされたが、助成金が生かされていないのではないか。」との質疑があり、執行部より「3月に卒業または卒業予定の4名のうち、最終的に就農に至らなかった2名については、2年間受けてきた授業料等の助成金は返還いただくことで了承を得ている。非常に若い学生

であるので、最初は農業をとという気持ちがあっても、勉強していくうちにいろいろと葛藤もあろうということで、この間農協関係者、保護者も一緒に面接を行い、連携は十分とってやってきたが、いたしかたないと考え、その意向を汲んでいる。」との答弁がありました。

建設部の所管におきましては、委員より「市道の老朽化が進む中で、道路の点検はどのように行っているか。」との質疑があり、執行部より「各支所単位で、月に点検する日を決めパトロールを行っている。それに加え、異常気象があった場合は必ず点検するようにしており、そういう中で補修箇所を見つけて補修をしている。舗装については路面調査を行い、国の交付金を使って計画的に補修を行っている。」との答弁がありました。

教育委員会の所管におきましては、委員より、「学力向上推進事業において、広島県「基礎、基本」定着状況調査の結果により、理科の学力に特に課題があるが、その理由は。」との質疑があり、執行部より、「理科においては県や全国でも課題となっている現状があり、本市においては、実験、観察用具を整えたり、理科担当教員を対象とした理科授業改善研修を実施するなどにより、今後も力を入れていきたい。」との答弁がありました。

採決にあたっては、付託された13件の認定議案について、いずれも予算の執行及び財務に関する事務処理は適正に行われていると判断され、全て認定すべきものと決定いたしました。

なお、このたびの審査において、審議が一時中断する場面がありました。予算執行の締めくくりとなる大切な審査でありますので、スムーズな進行ができますよう、本委員会も本質的な質疑を行ってまいりたいと思いますので、執行部におかれましても、緊張感を持って適切なる御答弁をいただきますよう申し添えて、予算決算常任委員会の審査報告といたします。

○塚本議長 これをもって、委員長報告を終わります。

これより質疑に入ります。ただいまの委員長報告に対し、質疑はありませんか。

(質疑なし)

○塚本議長 質疑なしと認めます。これをもって、質疑を終結いたします。

これより、本13件に対する討論を行います。討論はありませんか。

討論がありますので、これより13件を個別に討論・採決を行います。

まず、認定第1号「平成25年度安芸高田市一般会計決算の認定について」の件に対する反対討論の発言を求めます。反対討論はありませんか。

(反対討論なし)

○塚本議長 反対討論なしと認めます。

次に本件に対する賛成討論の発言を許します。

○塚本議長 12番 宍戸邦夫君。

○宍戸議員 12番、宍戸邦夫であります。

私は、平成25年度一般会計決算認定にあたって、賛成の立場で討論を行います。

平成25年度当初予算は、新市建設計画に掲げられた大型建設事業を着実に仕上げるとともに、市民総ヘルパー構想に基づき、自助・共助・公助の役割分担を明確にしつつ、少子高齢化対策の一層の充実を図るなど、今後も安芸高田市が活力を保ち、発展できるまちづくりにつながる施策に重点的に取り組む一方、内部管理経費の縮減、収入確保など、あらゆる手段を通して、財政健全化計画を着実に推進することなどを基本方針として編成された予算でありました。

25年度においても新規事業が多い中で、主には子育て支援では土曜日終日保育事業、高齢者福祉対策として特別養護老人ホーム「高美園」への30床増床工事への補助、乳幼児等医療費助成を中学3年生まで対象拡大、新規就農者に対する支援事業、大型観光事業キャンペーン事業としてひろしま安芸高田市神楽の全国的情報発信や特別神楽公演、市内高校生キャリア育成事業による就労活動を支援し、地元企業への就職につながる取り組み、空き家再生事業による新たに市への定住を目的とした空き家改修補助、優良住宅団地開発支援として民間事業者主導の住宅団地整備を促進する補助事業、未給水区域の解消のため配水施設を整備するなど未給水区域解消事業、消防救急デジタル無線整備事業によるアナログ無線からデジタル無線に移行するための実施設計などなど、多くの新規事業を展開し、予算執行のもと大きな成果を得ています。

継続事業についても日常的に適切な予算管理が行われ、事業執行がされていることも十分見てとれます。中でも光ネットワーク整備事業はこれまでの情報発信等のあり方が基本的に見直される時期にあつて、地域格差の解消、早期伝達、さらには医療、教育、商工面など幅広い行政サービスの充実強化が期待されます。

また、生活路線確保対策事業としての新公共交通、お太助ワゴンは利用者から高い評価を得ています。

平成23年度に策定された未来創造計画に基づき実施された未来創造事業での「広島安芸高田神楽第3回東京公演」などは、安芸高田を全国にPRできた重要な事業の1つでもあり、観光資源拡充に希望の持てる事業展開であったと評価されます。

さらに、健康づくり推進事業は、市民総ヘルパー構想に基づいた市民健康倍増計画として、予防、早期発見、重症化予防を重視した各種保険事業など、これらの事業はもちろん教育についても当然と言えることでありますが、短期間での成果が得られるものではなく、今後とも長期的視野に立った主要事業として位置づけ、失敗を恐れず、果敢に挑戦していく必要があります。受け身から攻めの姿勢は市の発展とともに、市内他産業への波及効果を生み、新たな活力あるまちづくりに必ずつながるものと確信をいたします。

次に、25年度決算に見る予算管理についてであります。各部局におい

て不用額として処理されている項目が数多くあります。このことは通常
の予算管理からすれば、余り好ましくないとする意見もありますが、別
の視点で見ますと、これから交付税の合併特例加算措置が年々段階的に
減額され、これまでになくより厳しい財政運営が必至となることから、
厳しいチェックと事業費用対効果を考慮した経費の削減などにより、予
算執行がされた努力の成果であると評価されます。補正で対応すべきこ
とは当然行うべきではありますが、近年の決算で見られることでありま
すが、使い切り予算の考え方を改めた発想の転換と知恵と工夫によって
少しでも不用額として残し、次年度へ備えようとする姿勢が伺えます。

こうした全ての部、局での対処は予算の集中管理とともに、それぞれの
担当課同士の横の連携に基づいた予算管理がなされていると評価され
ます。このことは、当初予算編成にあたっての財政健全化計画を着実に
推進するとした基本方針に沿うものでもあります。ちなみに25年度決算
は黒字となっております。

最後に、これまでの継続事業とあわせて多くの新規事業の展開での成
果は、職員数が削減される中であって、職員の皆さんの日々における努
力によるものと敬意を表し、平成25年度決算はいずれの事業も適正かつ
積極的に執行されていると認め、私の賛成討論といたします。終わります。

○塚本議長 ほかに賛成討論はありませんか。

(賛成討論なし)

○塚本議長 賛成討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより、認定第1号「平成25年度安芸高田市一般会計決算の認定に
ついて」の件を起立により採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、原案可決であります。本件は、委員長
の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[起立多数]

○塚本議長 起立多数であります。よって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、認定第2号「平成25年度安芸高田市国民健康保険特別会計決算
の認定について」の件に対する討論の発言を許します。討論はありませ
んか。

(討論なし)

○塚本議長 討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

これより、認定第2号「平成25年度安芸高田市国民健康保険特別会計
決算の認定について」の件を起立により採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、原案可決であります。本件は、委員長
の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[起立多数]

○塚本議長 起立多数であります。よって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、認定第3号「平成25年度安芸高田市後期高齢者医療特別会計決
算の認定について」の件に対する討論の発言を許します。討論はありま

せんか。

(討論なし)

○塚本議長

討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

これより、認定第3号「平成25年度安芸高田市後期高齢者医療特別会計決算の認定について」の件を起立により採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、原案可決であります。本件は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[起立多数]

○塚本議長

起立多数であります。よって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、認定第4号「平成25年度安芸高田市介護保険特別会計決算の認定について」の件に対する討論の発言を許します。討論はありませんか。

(討論なし)

○塚本議長

討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

これより、認定第4号「平成25年度安芸高田市介護保険特別会計決算の認定について」の件を起立により採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、原案可決であります。本件は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[起立多数]

○塚本議長

起立多数であります。よって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、認定第5号「平成25年度安芸高田市介護サービス特別会計決算の認定について」の件に対する討論の発言を許します。討論はありませんか。

(討論なし)

○塚本議長

討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

これより、認定第5号「平成25年度安芸高田市介護サービス特別会計決算の認定について」の件を起立により採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、原案可決であります。本件は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[起立多数]

○塚本議長

起立多数であります。よって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、認定第6号「平成25年度安芸高田市公共下水道事業特別会計決算の認定について」の件に対する討論の発言を許します。討論はありませんか。

(討論なし)

○塚本議長

討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

これより、認定第6号「平成25年度安芸高田市公共下水道事業特別会計決算の認定について」の件を起立により採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、原案可決であります。本件は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[起立多数]

○塚本議長

起立多数であります。よって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、認定第7号「平成25年度安芸高田市特定環境保全公共下水道事業特別会計決算の認定について」の件に対する討論の発言を許します。討論はありませんか。

(討論なし)

○塚本議長 討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

これより、認定第7号「平成25年度安芸高田市特定環境保全公共下水道事業特別会計決算の認定について」の件を起立により採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、原案可決であります。本件は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[起立多数]

○塚本議長 起立多数であります。よって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、認定第8号「平成25年度安芸高田市農業集落排水事業特別会計決算の認定について」の件に対する討論の発言を許します。討論はありませんか。

(討論なし)

○塚本議長 討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

これより、認定第8号「平成25年度安芸高田市農業集落排水事業特別会計決算の認定について」の件を起立により採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、原案可決であります。本件は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[起立多数]

○塚本議長 起立多数であります。よって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、認定第9号「平成25年度安芸高田市浄化槽整備事業特別会計決算の認定について」の件に対する討論の発言を許します。討論はありませんか。

(討論なし)

○塚本議長 討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

これより、認定第9号「平成25年度安芸高田市浄化槽整備事業特別会計決算の認定について」の件を起立により採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、原案可決であります。本件は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[起立多数]

○塚本議長 起立多数であります。よって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、認定第10号「平成25年度安芸高田市コミュニティ・プラント整備事業特別会計決算の認定について」の件に対する討論の発言を許します。討論はありませんか。

(討論なし)

○塚本議長 討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

これより、認定第10号「平成25年度安芸高田市コミュニティ・プラント整備事業特別会計決算の認定について」の件を起立により採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、原案可決であります。本件は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[起立多数]

○塚本議長 起立多数であります。よって、本件は原案のとおり可決されました。
次に、認定第11号「平成25年度安芸高田市簡易水道事業特別会計決算の認定について」の件に対する討論の発言を許します。討論はありませんか。

(討論なし)

○塚本議長 討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。
これより、認定第11号「平成25年度安芸高田市簡易水道事業特別会計決算の認定について」の件を起立により採決いたします。
本件に対する委員長の報告は、原案可決であります。本件は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[起立多数]

○塚本議長 起立多数であります。よって、本件は原案のとおり可決されました。
次に、認定第12号「平成25年度安芸高田市飲料水供給事業特別会計決算の認定について」の件に対する討論の発言を許します。討論はありませんか。

(討論なし)

○塚本議長 討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。
これより、認定第12号「平成25年度安芸高田市飲料水供給事業特別会計決算の認定について」の件を起立により採決いたします。
本件に対する委員長の報告は、原案可決であります。本件は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[起立多数]

○塚本議長 起立多数であります。よって、本件は原案のとおり可決されました。
次に、認定第13号「平成25年度安芸高田市水道事業決算の認定について」の件に対する討論の発言を許します。討論はありませんか。

(討論なし)

○塚本議長 討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。
これより、認定第13号「平成25年度安芸高田市水道事業決算の認定について」の件を起立により採決いたします。
本件に対する委員長の報告は、原案可決であります。本件は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[起立多数]

○塚本議長 起立多数であります。よって、本件は原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

日程第21 閉会中の継続調査の件について

○塚本議長 日程第21「閉会中の継続調査の件について」を議題といたします。  
議会運営委員長及び各常任委員長から、所管事務につき、閉会中の継続調査の申し出が提出されております。

本件につきましては、これを承認することに御異議ありませんか。

(異議なし)

○塚本議長 御異議なしと認めます。よって、本件については、これを承認することに決しました。

以上をもって本定例会に付議されました案件の審議は全て終了いたしました。

これにて平成26年第3回安芸高田市議会定例会を閉会いたします。

大変御苦労さまでした。

~~~~~○~~~~~

午前10時55分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

安芸高田市議会議長

安芸高田市議会議員

安芸高田市議会議員